

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第9条第1項の規定により、公益財団法人香川県農地機構に係る特例事業の実施に関する規程の変更の承認をしたので、同条第2項の規定において準用する同法第8条第4項の規定により公告する。

令和2年4月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更承認に係る特例事業の種類

- (1) 農地売買等事業
- (2) 農地売渡信託等事業
- (3) 農地所有適格法人出資育成事業
- (4) 研修等事業

2 変更承認日

令和2年4月1日